

流 教 図 第 14 号
平成 28 年 9 月 29 日

流山市生涯学習審議会
副会長 佐々木 紘三 様

流山市教育委員会



流山市子どもの読書活動推進計画の策定について（諮問）
流山市生涯学習審議会第2条の規定に基づき、下記のこのことについて、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問内容
流山市子どもの読書活動推進計画の策定について
- 2 計画の名称
流山市子どもの読書活動推進計画
- 3 計画策定の時期
平成29年6月
- 4 計画期間
当初3年間（その後5年毎に見直す）
- 5 根拠法令
子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年制定）
- 6 計画案
別紙のとおり
- 7 諮問理由

国は平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行したが、国・県が策定した計画を基本として、市町村は読書活動推進計画を立てるよう努めなければならないと定めている。

そこで本市においても子どもの読書活動推進の重要性を認識し、これまでの子どもの読書活動に関する各方面の取り組みを整理し、計画的な施策の推進と環境整備を行う指針として、「流山市子どもの読書活動推進計画」（案）について、貴審議会の意見を求めるもの。